

第1章 文化芸術振興の基本的な考え方

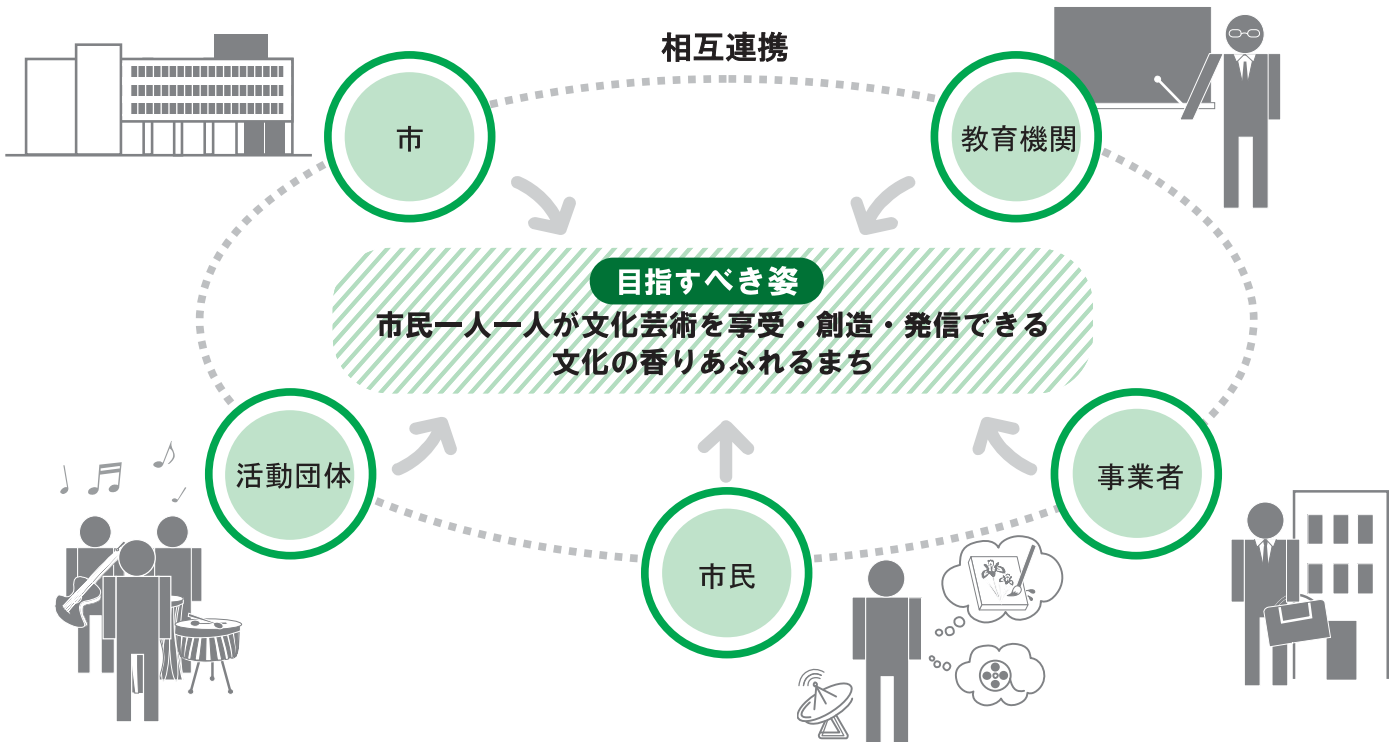
第1章

文化芸術振興の基本的な考え方

1. 基本的な考え方

(1) 目指すべき姿

西東京市は文化芸術の振興を図るために、「目指すべき姿」を設定し、市¹・市民・活動団体²等でこれを共有し、一丸となって取組を進めます。



西東京市文化芸術振興条例は、基本理念を以下のように定めています。

文化芸術の振興は、文化芸術に関する活動ができる環境を市民、市及び団体等が相互に構築していくことにより、市民生活に文化芸術による潤いと豊かさをもたらすことを目的として行わなければならない。

文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行うすべての市民及び団体等の主体性及び創造性が尊重されなければならない。

本条例の基本理念を踏まえ、本計画では目指すべき姿を「**市民一人一人が文化芸術を享受・創造・発信できる文化の香りあふれるまち**」としました。

様々なライフスタイルを持つ市民の一人一人が心豊かに、潤いをもって生活をする中で、まち全体を活性化できるような、文化芸術を振興する計画を目指します。

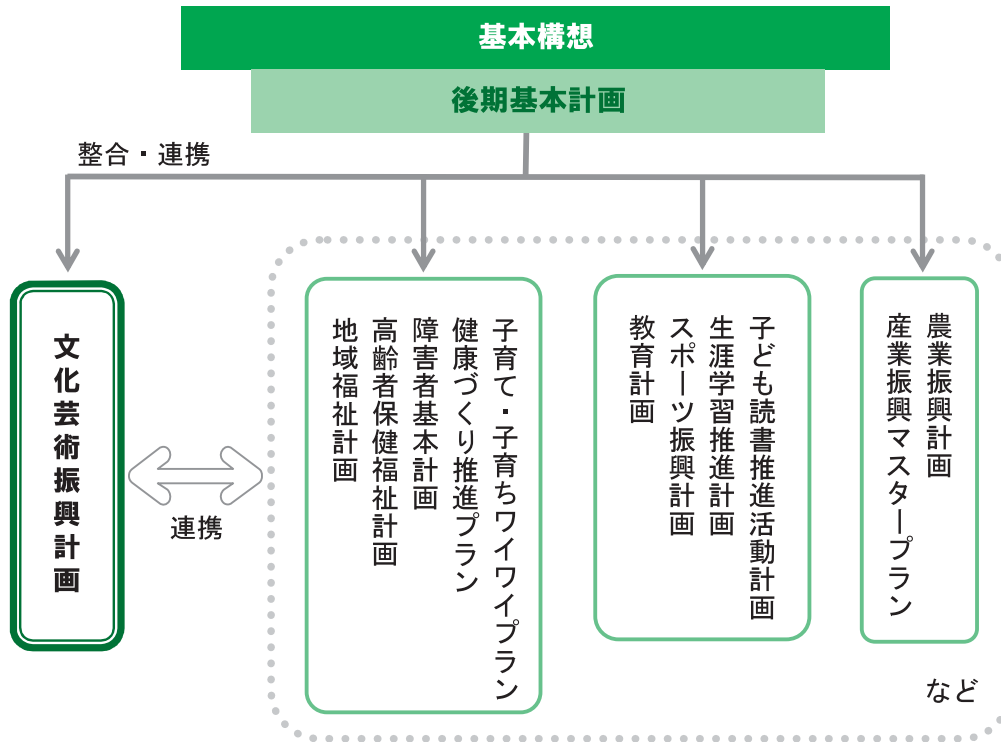
¹ 市：文化芸術関連施設の指定管理者も含む。指定管理者とは、公の施設に係る管理を包括的に任せられた民間事業者等のこと。保谷こもれびホールなどの施設を管理運営する立場から、本計画の目指すべき姿を指定管理者と共有して推進を図る。

² 活動団体：本計画では、市内で文化芸術活動を行う団体又は文化芸術活動に関わる団体及びそれらの連合体を活動団体と定義する。

2. 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

この計画は、本市の「西東京市基本構想」（平成 16 年度～平成 25 年度）、「後期基本計画」（平成 21 年度～平成 25 年度）の分野別計画として定めるもので、関連する各計画との整合を図ります。



(2) 計画期間

本計画は、西東京市の全ての計画の基本となる総合計画の基本構想・基本計画の期間と整合を図るため、平成 24 年度から平成 30 年度までの 7 年間で計画期間とします。

本計画の実施に当たっては、「前期・中期・後期」の三段階に分け、直ちに打ち掛かれるものに着手（初期での実施）し、事前の調査や準備が必要なものについては、中期以降での実施を目指します。また、後期の段階では、計画項目の進捗状況、成果等を考慮し、施策の見直し・変更等も視野に入れるものとします。

		計画期間						
年度		平成 24	25	26	27	28	29	30
文化芸術振興計画		前期		中期			後期	
総合計画	基本構想	平成 16～25 年度						
	後期基本計画	平成 21～25 年度						
	第 2 次基本構想・基本計画		平成 26～35 年度					

市内の文化施設

市内には、4つの文化施設があり、年間延べ50万人程度の利用があります。
各施設は、音楽や舞踊、演劇、映画等、市民の文化芸術活動に幅広く利用されています。

●保谷こもれびホール

武蔵野の雑木林に落ちる木もれ陽のような温かさで、やさしいホールになるようにといた願いがこめられて名称が決まり、平成10年5月に開館しました。

指定管理者による運営で、事業者が企画する音楽や演劇等の公演と、市民活動による利用の双方で幅広く利用され、親しまれています。



●西東京市民会館

田無市市制施行記念事業として、市民生活を豊かにすることを目的として、誰もが利用できる憩いの場所をコンセプトに、昭和42年3月に開館しました。

開館から今日まで、その時代のニーズに合わせた変遷を経ながら、現在は市民活動の多目的な利用に対応できる施設として利用されています。



●コール田無

市民にふれあいや交流を呼びかけ、安らぎや憩いの場として親しまれる施設になるようにといた思いがこめられて名称が決まり、平成11年7月に開館しました。

幅広い世代の市民が集まり交流できるよう、様々な用途の施設を設けており、比較的小規模ながら、年間5万人の利用があります。



●アスタ市民ホール

日本中央競馬会（JRA）より借用している施設で、活動団体が多目的に利用することができる施設として、平成7年11月に開館しました。

現在は、主に舞踊や体操、会議等に使用されており、利用率が高く、人気のある施設です。

